

## いじめへの対応 「いじめ防止基本方針」

### I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命にも重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは適切かつ迅速に対応することで、すべての児童が安心して学校生活を送れるようにする責務を有する。

本校のいじめ防止基本方針は平成25年6月「いじめ防止対策推進法12条」（以下推進法）、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月14日最終改定）、「郡山市いじめ防止基本方針（どの子どもも思う存分学べる学校づくりをめざして）」（以下本市基本方針）及び「郡山市子ども条例」、さらに「SDGs」が掲げる「誰一人取り残さない」という理念に基づき、本校全児童が「天行健の精神」のもと明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、『いじめの防止（未然防止のために）・早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないために）・いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）』の具体的取り組みについて示したものである。

### II 行健小学校いじめ防止基本方針

#### 1 本市における「いじめの防止等の基本理念」（本市基本方針より抜粋）

すべての子どもは、社会の宝であり、人類の未来を切り開く可能性に満ちたかけがえのない存在である。子どもたちは、生まれながらにして、一人一人が人間として尊重され、成長及び発達が保障されなければならない。その子どもの心身に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、著しく人権を侵害するものである。本市においては、これまで心の教育を重視して、いじめ防止に向けた施策を推進し、命に関わる重大な事案をはじめとするいじめ発生の防止に努めてきた。また、令和2年度から本市「学校教育推進構想」の新たな柱として「SDGsを郡山の子どもたちから」を掲げ、「誰一人取り残さない」という理念を踏まえ、いじめの問題についても以下の達成目標とそれぞれの視点を意識しながら、指導の充実を図っている。

達成目標	指導の充実を図る視点
4 質の高い教育をみんなに	誰もが平等に、思う存分、質の高い教育を受けることができる
10 人や国の不平等をなくそう	弱い立場にある者を守り、差別や偏見がない
16 平和と公正をすべての人に	暴力や虐待、いじめから誰もが守られ、安全に、安心して学習・生活できる
17 パートナーシップで目標を達成しよう	家庭や地域、校種間、各関係機関等と連携し、協働し合う

しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こり得るとともに、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るものであり、本市においても例外ではない。

さらに東日本大震災や福島第一原子力発電所事故、新型コロナウイルス感染症対策等による生活環境・生活様式の変化が、子どもたちにストレスを与え、そのストレスがいじめ等の問題行動を引き起こす原因になる可能性もある。

いじめは命に関わる重大な問題であり、いじめを防止することは子どもの命を守ることにもつながらる。いじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは全ての市民の責務である。

そこで、本市におけるいじめ防止の基本となる考え方を次のとおり示す。

- (1) いじめは、どの子にも、どの学校、どの場所でも起こり得るものであるとともに、気付きにくいところで行われることが多く発見しにくいものである。
- (2) いじめは、重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であるとともに、その態様により、暴行、恐喝、強要等の犯罪行為にもなり得るものである。
- (3) いじめは全ての子どもに関する問題であり、いじめが許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることが重要である。
- (4) いじめの問題の克服は、学校だけで完結するものではなく、家庭・地域・関係機関等がいじめ防止等に一体となって取り組むことにより初めて可能となるものである。

## 2 いじめの定義（推進法第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、次の5点に留意して行う必要がある。

- ① 表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。
- ② いじめられている本人が否定する場合もあるため、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ③ 特定の教職員のみで判断することなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用する。
- ④ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目する。
- ⑤ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努める。

(2) 具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。（例示）

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

## 3 本校のいじめに対する基本姿勢

- (1) 「いじめは絶対に許されない」という認識をもつ。
- (2) いじめられている児童を最後まで守る。
- (3) 学校が一丸となって組織的に対応する。
- (4) 児童と児童、児童と教職員の間に関感的な人間関係を築く。
- (5) いじめの早期発見と対応に努める。
- (6) 家庭や地域社会に問題の重要性を広め、連携して対応する。

### Ⅲ 実 際

#### 1 組織と内容

##### (1) 「いじめ防止対策委員会」(推進法 22 条)

- ① 目 的 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行う。
- ② 構成員 校内：校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任，教育相談担当，  
養護教諭，特別支援教育コーディネーター  
校外：スクールカウンセラー，SSW，PTA会長，民生児童委員  
※その他必要に応じ構成員以外(市教委・警察・医師等)の関係者を招集できる。

##### (2) 開 催

- ① 定例会：各学期 1 回開催する。(5月・9月・1月)
- ② 臨時会：必要に応じ，必要なメンバーを校長が招集し開催する。

##### (3) 内 容

- ① 学校基本方針による取り組みや，その進捗の確認を定期的に検証する。 [①]
- ② 教職員の共通理解と意識啓発に取り組む。 [①]
- ③ 児童や保護者，地域に対する情報発信と意識啓発，意見聴取を行う。 [①]
- ④ 個別面談や相談の受け入れ，その集約を行う。 [②]
- ⑤ いじめやいじめが疑われる行為を発見した時の情報収集を行う。 [②]
- ⑥ 発見されたいじめ事案への早期対応を行う。(いじめレベル 2 以上) [②]
- ⑦ 臨時委員会開催時の構成員を選定する。 [②]
- ⑧ 重大事態への対応及びその調査をする。 [②]

#### 3 いじめ対応マニュアル

##### (1) いじめの防止(未然防止のために)

###### ① 教育活動の充実(推進法 3 条)

- ア) 社会性や規範意識，思いやりなどの豊かな心を育むため，学校の教育活動全体を通じて自己有用感・自己肯定感が体感できる「学び合う学習」を推進する。
- イ) いじめの問題を自分のこととして捉え，考え，議論することにより，いじめに正面から向き合うことができるよう，児童自身の主体的な活動を行う。
- ウ) 「いじめをしない，許さない」資質を育むために，あらゆる教育活動の場面において，生徒指導の機能を生かした学習の充実に努め，生徒指導主事を中心に，全教師の協力体制を整える。

###### ② 道徳教育の充実(推進法 15 条)

- ア) 全教育活動を通じて道徳教育を充実させ，児童生徒一人一人に思いやりや自他の生命を尊重する心情や態度を育成する。
- イ) 道徳の内容項目と関連付け重点化を図り，時期と内容を明確にした全体計画を整える。
- ウ) 「いじめ撲滅強化月間」(5月・9月・1月)に「2主として他の人との関わりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

③ 「いじめ撲滅強化月間」(5月・9月・1月)を通して(推進法15・16条)

【実施要項に基づき以下の内容について取り組み】

- 児童啓発ポスターを活用したいじめ撲滅キャンペーン
- 児童会によるキャンペーン展開
- 校長講話(全校集会)
- 学校だよりやPTA広報紙による家庭や地域への啓蒙
- いじめアンケート(児童・保護者)
- 校内研修

④ 「いのちの日」:命の大切さを学ぶ授業を通して(7月)

児童が相談することの大切さを理解し、「SOSの出し方に関する教育」により相談のスキル、悩みのストレス等への対処法などを身につけることで、命を大切に自ら命を断つ行為の防止を図る。

⑤ 行健小『生活のやくそく』の徹底を通して

- ア) 年度の初めに全校生へプリントを配付して、学校のきまりについて共通理解をさせることで、その後の日常指導を徹底し、規範意識を高める。
- イ) 学期末の反省を通して、自己の行動をより良くしようとする実践力を育てる。

⑥ 情報モラル教育を通して(推進法19条)

【SNSなどインターネットに関する情報モラル教育の充実】

- ア) 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくSNSやインターネットを使うことができる力を身につけさせて、いじめの未然防止に努める。
- イ) 各学年で学級活動や総合的な学習の時間指導計画に位置付け実践する。

⑦ 家庭・地域・関係機関との連携

- ア) PTA総会や懇談会等での学校の基本方針の説明
- イ) 「いのちの日」において道徳の授業参観を実施(基準日:校地内交通安全の日7/5)
- ウ) 学校便りや学年便り等を活用したいじめ防止に関する啓発
- エ) ホームページへの「学校いじめ防止基本方針」の掲載
- オ) SCやSSW、心理・福祉関係機関等の専門家、警察との連携

⑧ 学校として配慮が必要な児童への対応

以下に示す児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に児童の特性を踏まえた適切な指導を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ア) 発達障害を含む、障害のある児童
- イ) 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ウ) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- エ) 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

(2) 早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないために）

① 早期発見のポイント

- 児童との信頼関係を構築すること。
- 児童のささいな変化に気付くこと。
- 気付いた情報を共有すること。
- 得た情報を放置せず速やかに調査すること。

② 日常観察の視点

- ア) 健康観察：表情を確かめながら，呼名による朝の健康観察
- イ) 授業中：姿勢，表情，視線，忘れ物，教科書やノートの落書き，隣席との距離
- ウ) 休み時間：ひとりぼっち，遊びと称しての「からかい」
- エ) 給食：隣席と離れる，食欲がない，極端な盛りつけ，当番の押しつけ
- オ) 放課後：雑談の中などでの子どもの様子や友人関係の変化

③ いじめの適切な判断

いじめやいじめの疑いがある行為を発見，または情報を把握した時は「いじめ対応マニュアル」に基づき，いじめの事実の有無やレベルを速やかに判断する。

④ いじめアンケートの実施

- ア) いじめに関するアンケート実施を教育課程上に位置付け，早期発見に努める。アンケートは6・9・1月の年間3回の実施とする。
- イ) 必要に応じ臨時的に実施することができる。
- ウ) いじめ認知はいじめ対応マニュアルにより行う。

⑤ 保護者アンケートの実施

- ア) 保護者をとおして児童の家庭での様子を知る。（6・9・1月：年3回実施）
- イ) 必要に応じ臨時的に実施することができる。
- ウ) いじめ認知は保護者からの聞き取りを実施し，いじめ対応マニュアルにより行う。

⑥ 地域からの情報収集

- ア) 民生児童委員・主任児童委員から定期的に情報収集を行い，事実関係を把握する。
- イ) 交通安全パトロール：登下校の巡回時に情報収集を行う。
- ウ) 学校評議員：年2回の定期会議にて情報収集を行う。

(3) いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）（推進法 23 条）

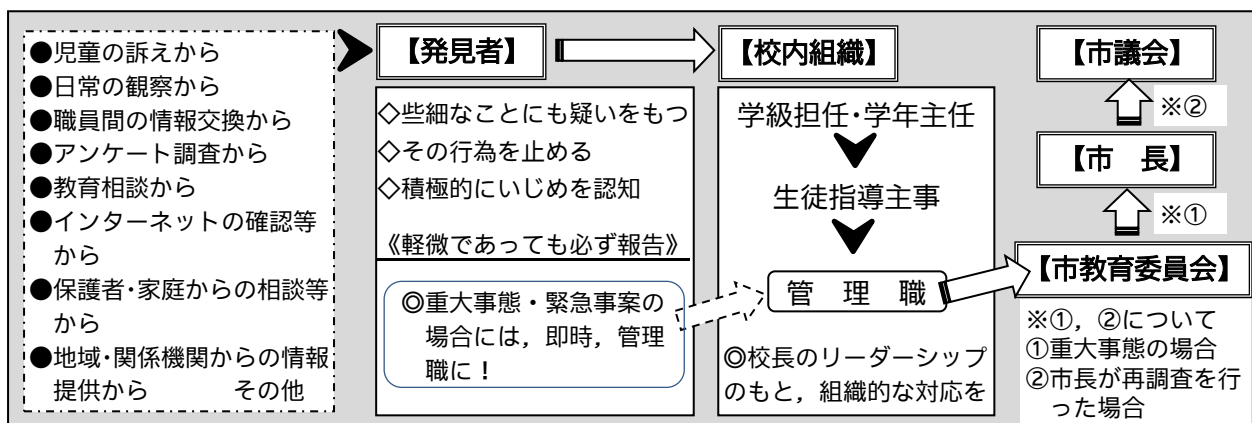
いじめの兆候を発見した時は，問題を軽視することなく，早期に適切に対応することが大切である。正確な事実確認に基づき，いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速で適切な対応を行うとともに，解決に向けて担任などが一人で抱え込まず，学校全体で組織的に対応することが重要である。

【いじめ解消の定義】 (国の基本方針より)

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること。少なくとも3か月を目安とする。
  - ・ ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要とされる場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校いじめ防止対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと。
  - ・ 被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

① 報告の基本的な流れ (状況に応じて臨機応変に対応する。)



② 初期対応

- ア) いじめやいじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- イ) 些細な兆候であっても、見逃すことなく早い段階からの確に関わりをもつ。
- ウ) 発見・通報を受けた担任は一人で抱え込まず、管理職等への報告・連絡・相談を確実にを行い、情報を共有する。軽微な事案であっても生徒指導部等と連携するなど、組織で対応することを原則とする。
- エ) いじめの程度 (いじめレベル) を適切かつ速やかに認知し、具体的対応にあたる。
- オ) 即日対応を原則とし、レベル2以上は迅速に校内組織を立ち上げ、初期対応を進める。
- カ) 関係した児童双方からの事情聴取を行い、正確な事実把握に努める。その際、個人情報の取扱い等、プライバシーの保護には十分に留意する。

【いじめレベル】 いじめを類型化し、内容等より5段階レベルを設定した。

いじめレベル	内 容
レベル1	1対1の比較的軽度な言葉によるからかい、無視等
レベル2	数名の軽度な言葉によるいやがらせ、仲間はずれ、無視等
レベル3	レベル2が継続する。蹴る、叩く、足をかける。物を隠す等精神的苦痛を伴う実害がある。SNSなどインターネットを介したいじめ。
レベル4	長期間の集団無視、強要、ぬれぎぬ、服を脱がせる等重度の実害有り。いじめによる不登校・転校を児童・保護者が検討。重大事態1・2該当。
レベル5	万引き強要、怪我を伴う暴力、恐喝、窃盗を強要。本人が自殺等を検討。

③ 早期解決への基本的対応（いじめ対応マニュアル）

ア) 校長の指示のもと、情報を共有し、役割を分担して取り組む。

イ) いじめを受けた児童、行った児童に対する指導・支援を状況に応じて的確に行う。

ウ) 必要に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの外部専門家、関係機関等との連携を図る。

エ) 法を犯す行為がある場合は早期に警察等に相談し、協力を求める。

**いじめを受けた児童・保護者への対応**

- ・事実確認とともに、気持ちを受け止め共感することで心の安定を図る。「最後まで守り通す」ことを伝えるとともに、自信をもたせる言葉かけを行い、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ・保護者→その日のうちに家庭訪問を行い、事実関係を直接伝えると共に、学校の方針を伝え、今後の方針を協議する。
- ・事実関係を聴取する際は個人情報取り扱いやプライバシーに留意する。
- ・支援体制をつくり、安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにする。
- ・必要に応じ S C や S S W、心理・福祉関係機関等の外部専門家へ協力依頼を行う。

**いじめを行った児童・保護者への対応**

- ・事実関係を十分に聴取し、背景にも目を向ける。心理的な疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめは決して許されない行為であることを認識させる。
- ・保護者→正確な事実関係を説明し、いじめは決して許されない行為であるという毅然とした姿勢で、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・特別指導計画での指導を実施する際は、個人情報の取り扱いやプライバシーに留意する。
- ・出席停止の実施、警察との連携や懲戒（推進法 25 条）も視野に入れ対応するが、教育的配慮に十分に留意し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

④ SNS 上などインターネットを介したいじめへの対応（推進法 19 条）

ア) 教職員研修等によりインターネットの特殊性による危険性を十分に理解した上で、ネットトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

イ) 掲示板等の誹謗・中傷等は「レベル 3」とみなし対応は次の手順で行う。

- i) 書き込みのあった掲示板等の URL を控え、書き込みをプリントアウトするなどして内容を保存する。
- ii) 掲示板等の管理者へ削除依頼及び開示請求を行う。
- iii) 管理者の連絡先が不明であったり削除依頼を行っても削除されなかったりする場合は、プロバイダへの削除依頼を行う。
- iv) 削除されない場合は、警察や法務局に相談する。

ウ) インターネットを介したいじめの防止には、保護者の協力が必要であることから、機会をとらえフィルタリング設定の予防策や家庭におけるルール作りなどの啓発活動を行う。

⑤ 集団への対応

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行動であることも理解させる。

⑥ 再発防止

事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、基本方針を見直し、いじめのない学校づくりに努める。

4 重大事態への対応（推進法 28 条、国の基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」本市基本方針による）

(1) 重大事態の定義

① 「いじめにより児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- 等

②「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある。

- ・年間 30 日を目安
  - ・一定期間連続している場合
  - ・いじめが止まない場合
- ※ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、疑いが生じた段階で調査を開始する。

## (2) 各教育委員会等で重大事態と扱った事例

① 児童が自殺を企図した場合

- 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

② 身体に重大な傷害を負った場合

- リストカットなどの自傷行為を行った。
- 暴行を受け、骨折した。
- 投げ飛ばされ脳震盪となった。
- 殴られて歯が折れた。
- カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
- 心的外傷後ストレス障害と診断された
- 嘔吐や腹痛等の心因性の身体反応が続く。
- 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
- わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

③ 金品等に重大な被害を被った場合

- 複数の生徒から金銭を強要され、総額 1 万円を渡した。
- スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- 欠席が続き（重大事態の目安である 30 日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

## (3) 重大事態への対応の流れ（本市基本方針）

① 校長は、学校内に重大事態の調査組織を設置し、事実関係を把握

- ※ 教育委員会は指導主事等を派遣し、重点的な指導、助言、援助を行う。

② 校長は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

③ 校長は、調査結果を教育委員会に報告（教育委員会は市長に報告）

- ※ 教育委員会は、いじめ防止対策委員会を設置し、調査結果の精査や対応を協議

④ 調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 必要があると認めるとき、市長は、調査結果について附属機関を設けて再調査を行うことができる。また、市長は、その結果を議会に報告しなければならない。

## (4) 重大事態の報告

① 校長は、速やかに市教育委員会に報告し、教育委員会から市長に報告する。

② 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、報告・調査にあたる。

## (5) 重大事態の調査の主体

国の基本方針では、重大事態が発生した場合、学校の設置者又は学校が、速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものとしており、即時性、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴え等を十分に汲み取った対応が重要であることを考慮し、最も



身近である学校が主体となって調査を実施する。ただし、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと考えられる場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、学校の設置者として教育委員会が主体となって調査等を進めるものとする。

#### (6) 詳細な事実関係を明確にするための調査の実施

① 調査結果の報告を受けた児童又は保護者が求める場合や、教育委員会が必要と認めた場合には、「郡山市いじめ防止対策委員会」がより詳細な調査を実施するものとする。人選には、当該調査の公平性・中立性確保に配慮する。

【構成員】大学教授等の学識経験者、弁護士会、医師会、心理や福祉の専門家等

※ 調査実施前に、被害者児童・保護者に対して次の6項目を説明する。

I 調査の目的・目標 II 調査主体 III 調査時期・期間 IV 調査事項 V 調査方法  
VI 調査結果の提供

※ 加害児童・保護者に対しても説明をし、意見を適切に聞き取る。

② 重大事態に至る要因となったいじめ行為の態様や背景、学校・教職員の対応などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

③ 因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

④ 民事・刑事上の責任追及等への対応を直接の目的とせず、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとする。

⑤ 調査機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に努める。

#### (7) 関係児童生徒への対応（市教育委員会の指示の下、本校いじめ対策マニュアルに基づいて行う）

① いじめを受けた児童に対しては、その状況にあわせた継続的な心のケアを行うとともに、学校生活支援や学習支援を行う。また、児童又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。さらに、必要に応じて、SCやSSW、心理・福祉関係機関等の専門家へ協力依頼を行う。

② いじめた児童に対しては、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させる。いじめた児童への指導は、保護者に協力を依頼しながら行い、必要に応じてSCやSSW、心理・福祉関係機関等の専門家、警察との連携を図る。また、いじめた児童の改善が困難な場合には、当該児童に対し別室登校、総合教育支援センターへの通級指導、出席停止等の措置を段階的に講じる。

#### (8) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供し、説明する。

② 調査結果については、市長に報告する。

## 5 校内研修

いじめの未然防止, 早期発見, 早期対応, インターネットを通して行われるいじめへの対応など, 教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

### (1) 職員会議

- ① 学校いじめ防止基本方針の周知徹底 (毎年4月)
- ② 取り組み評価アンケートの実施と結果の検証

### (2) 校内研修

- ① 自己有用感・自己肯定感を育む「わかる・できる授業」の実践
- ② 生徒指導や教育相談に係る研修 (児童理解・カウンセリング手法) と情報モラル研修

## 6 学校の取り組みに対する検証・見直し (PDCAサイクル)

より実行性の高いいじめの防止等の取り組みを実施するため, 学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを PLAN-DO-CHECK-ACTION で確かめ, いじめ防止対策委員会で検証し, 必要に応じて見直す。

(1) 検証時期: 各学期末とする。

(2) アンケート: 「取り組み評価アンケート」を実施する。 (7月, 12月, 2月: 年3回)

(3) 検証結果を考察する。: いじめ防止対策委員会→結果を公表し改善を図る。

(4) 自校のいじめ防止等に関する取り組みや組織が有効に機能しているか等について, 学校評価の評価項目に位置付け, 評価結果を踏まえて取り組みの改善を図る。また, 人事評価制度を活用した教員評価等において点検・評価を実施し, 見直しや改善を図る。

## 7 年間計画

	学 校	家庭 ・ 地域
4月	いじめ基本方針の周知 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめ防止対策委員会臨時会</span>	いじめ基本方針の周知(ホームページ掲載等)
5月	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめ撲滅強化月間 (いじめ防止対策委員会定例会)</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域交通指導</span>
6月	・児童アンケート ・啓発キャンペーン (随時)	・保護者アンケート ・啓発キャンペーン
7月	命の日 (道徳の授業参観) ・取り組み評価アンケート	学校評議員会
8月	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">校内研修</span>	
9月	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめ撲滅強化月間 (いじめ防止対策委員会定例会)</span> ・児童アンケート ・啓発キャンペーン	・保護者アンケート ・啓発キャンペーン
10月		
11月	教育相談	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学校評価</span>
12月	・取り組み評価アンケート	
1月	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめ撲滅強化月間 (いじめ防止対策委員会定例会)</span> ・児童アンケート ・啓発キャンペーン	・保護者アンケート ・啓発キャンペーン
2月	・取り組み評価アンケート	学校評議員会
3月	基本方針・取り組みの見直しと改善	

※いじめ防止対策委員会定例会は毎月の生徒指導委員会と兼ねる。